

# 第487回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時 令和2年7月28日（火）午後1時30分

開催場所 奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163 愛正寺ビル2階

## 1 出席者

公益代表委員	伊東眞一、杵崎のり子、多田 実、深水麻里
労働者代表委員	北尾 亮、松田拓実、水谷圭子、山本 勝、渡邊 茂
使用者代表委員	上村賢司、小西克美、柴田健司、当麻和重、西田雅彦
事務局	川村労働局長、恒吉労働基準部長、渡邊賃金室長、 梅澤室長補佐、井村賃金事務補助員

## 2 審議事項

- (1) 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（報告）
- (2) 奈良地方最低賃金審議会奈良県最低賃金専門部会委員の任命について
- (3) 関係労使の意見聴取について
- (4) 奈良県特定最低賃金の改正の必要性について（諮問）
- (5) 奈良地方最低賃金審議会運営小委員会の委員の指名等について
- (6) その他

## 3 主要経過・審議結果

### 【梅澤補佐】

それでは、定刻になりましたので、令和2年度第2回目の奈良地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は、下山委員が所用のためご欠席されておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまず定足数は満たされておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは、多田会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

### 【多田会長】

本日は、まだ梅雨も明けない中、ご多忙の中、お集まりいただきありがとうございます。

只今から「第487回奈良地方最低賃金審議会」を開催いたします。

まず、本日の議事録の署名人を指名いたします。

労働者側は、渡邊委員

使用者側は、小西委員

よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入ります。お手元の次第に従いまして進めてまいります。

まず、議題（1）「令和2年度地域別最低賃金改定の目安について（報告）」に入ります。

7月22日、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣あてに「地域別最低賃金の改定の目安について」の答申がありましたので、この答申について事務局から説明をお願いいたします。

### 【渡邊室長】

それではご説明させていただきます。

只今、会長からお話がありましたように、7月22日に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣あて答申がございました。

お手元の資料No.1「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」をご覧ください。これを読み上げまして、説明に代えさせていただきます。

令和2年7月22日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会  
会長 藤村 博之

令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和2年6月26日に諮問のあった令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について

て、下記のとおり答申する。

## 記

- 1 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることとし、同審議会において別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

答申内容は以上でございます。

### 【多田会長】

ありがとうございました。それでは、只今の説明につきましてご意見、ご質問があれば伺いしますが、いかがでしょうか。

ご意見、ご質問がないようですので次の議題に移らせていただきます。

議題（2）「奈良地方最低賃金審議会奈良県最低賃金専門部会委員の任命について」に入ります。これについても事務局から報告をお願いします。

### 【渡邊室長】

それではご報告させていただきます。

前回6月29日の第1回本審終了後に、労働者代表、使用者代表の専門部会の推薦公示を行いました。

それぞれご推薦をいただきました委員につきましては、資料No.2「奈良地方最低賃金審議会奈良県最低賃金専門部会委員名簿」のとおり、令和2年7月15日付けで任命いたしました。委員名簿を読み上げさせていただき、各委員のご紹介とさせていただきます。

公益代表 伊東眞一、下山 朗、多田 実

労働者代表 北尾 亮、松田拓実、山本 勝

使用者代表 上村賢司、当麻和重、西田雅彦

以上でございます。

### 【多田会長】

ありがとうございました。既に第1回専門部会は開催しておりますが、専門部会の委員に任命されました方々には、大変ご苦勞をお掛けいたしますけれども、よろしく願いたいと思います。

続きまして、議題（3）「関係労使の意見聴取について」に入ります。これにつきましても事務局から説明をお願いします。

### 【渡邊室長】

それではご説明させていただきます。

資料No.3といたしまして、「関係労使の意見聴取に係る関係法条文の抜粋」をお付けしております。これらの規定に基づきまして、6月29日の第1回本審終了後に奈良県最低賃金の改正に関する関係労使の意見聴取に関する公示を行いました。

これにつきまして、資料No.4のとおり、7月15日付けで、日本労働組合総連合会奈良県連合会の西田会長様から、「奈良県最低賃金の改正決定に係る意見の申し立て」のご提出がございました。

また、資料No.5のとおり7月20日付で、奈良県労働組合連合会の松本議長様から、「最低賃金の大幅引き上げを求める意見書」のご提出がございました。

そして、資料No.6のとおり7月20日付で一般社団法人奈良経済産業協会の林田会長様から、「奈良県最低賃金の改正決定にかかる意見の申し立て」のご提出がございました。

以上、3つの労使団体様から、書面により意見書の提出がございましたことをご報告いたします。

以上でございます。

### 【多田会長】

ありがとうございます。

只今事務局から説明がありましたように三つの団体、日本労働組合総連合会奈良県連合会、奈良県労働組合連合会、一般社団法人奈良経済産業協会の各団体から意見書が提出されておりますので、この場でご意見をお聴きしたいと思います。ご意見を述べていただく順番ですけれども、例年のとおり意見書を提出していただいた順番にしたいと思います。

それでは最初に、日本労働組合総連合会奈良県連合会さんから願いたいと思います。

### 【松田委員】

それでは、労働者側を代表いたしまして連合奈良の松田より申し上げたいと思います。

資料No.4にありますとおり7月15日付で連合奈良の会長西田より意見書を提出させていただきます。こちらの意見書では、日本における労働に関する現状や課題、昨年度の審議結果を踏まえた課題等について記載させていただいております。また、裏面には、これらを踏まえ5点の意見と要望を記載させていただいております。この5点について、私よりさらに詳しく述べさせていただくために、現在、別資料を配付させて

いただいておりますので、そちらをご覧くださいながら、意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず今配付させていただきました資料の1ページをご覧ください。ここに記載した5点につきまして意見として申し上げさせていただきたいと思っております。1点目につきましては至近の情勢認識、2点目につきましては企業の状況、3点目につきましては雇用の状況、4点目につきましては最低賃金の課題、5点目につきましては地域別最低賃金の3要素、「生計費」、「賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。

続きまして2ページです。至近の情勢認識としまして、経済の見通しになります。このコロナ禍による経済への影響は大きく、そのしわ寄せは最低賃金水準で働く労働者ほど深刻に受けております。世界経済は、IMF世界経済の見通しにも記載されていませんとおり、とりわけ低所得世帯への打撃は深刻で、また、その下の日本経済は、本年後半から徐々に経済は改善していくと記載がありますとおり、今後経済活動が再開していく中で徐々に改善していくという見通しである状況が見て取れます。

また、世界の最低賃金の状況としては、韓国では1.5%の賃上げが図られたことがあり、イギリスでは新型コロナの感染状況が日本よりも深刻な状況であります。過去最高の6%の賃上げが図られたところでもあります。さらに、アメリカでも2020年に24州で最低賃金が上がる予定であるということもあり、日本がこの流れに後れを取るようなことがないようにしたいと考えております。

続きまして3ページです。消費支出についてですが、勤労者世帯における収支の対前年同月実質増減率をグラフにさせていただいております。この中で消費支出の折れ線グラフがあるのですが、こちらは2019年10月の消費税引上げ以降右肩下がりとなっており、消費支出が減少傾向にあることを示しております。消費税というものは逆進性の高い税目でありまして、相対的に所得の低い、最低賃金近傍で働く者に大きな影響を与えております。また、コロナ禍による感染防止用品の支出増により家計を圧迫している状態でもあります。この消費支出が減少しているところを踏まえ、これから日本経済を支えていく内需を拡大するためには賃上げによる消費マインドの改善が必要です。

続きまして4ページです。企業の財務状況ですが、こちらは財務省の法人企業統計調査のデータをグラフ化したもので、左側に経常利益の推移を載せております。2009年以降経常利益につきましては企業の運営と働く者の懸命な努力により向上し、近年増加傾向にあります。また、右側に自己資本比率推移を載せておりますが、こちらにつきましても企業体力が積み上げられている状況で増加傾向にあるという状況が見て取れます。

続きまして5ページです。労働分配率ですが、2009年以降経常利益が伸びていることに伴い、企業の配当金の割合も傾向としては右肩上がりになっておりますが、賃金は横ばいであり、左側のグラフにありますとおり労働者への分配が充分ではないという状況が見て取れます。企業、社会、株主、労働者に分配していくことで個人消費の拡大から生まれる正のスパイラルによる「経済の自律的成長」と、充実・安定した社会制度による「社会の持続性」の実現が必要となっております。また、今回のコロナ禍は、企業の経営や雇用に大きな影響を与えたものとなっておりますが、業種・業態によって業績などへの影響度合いが相当程度異なると認識しております。働く者が生活不安、雇用

不安を抱えている状況になっておりますので、社会安定のセーフティネットを促進する最低賃金の引上げが必要となっております。

続きまして6ページです。雇用情勢ですが、左側は厚生労働省の職業安定業務統計と総務省の労働力調査のデータをグラフにしたものになります。グラフのとおり近年につきましては有効求人倍率が増加傾向にあります、これは少子高齢化に伴う労働力人口の不足によるものであります。右側の雇用人員D. I.の推移のグラフでゼロを割つてくると人出不足であるという数値になってくるのですが、近年は人手不足の状況が続いている状況も見て取れます。

続きまして7ページです。こちらは人手不足倒産についての資料になります。人手不足による倒産が2019年度は194件と前年比14.8%増の状況にありまして、人材獲得競争が激化し、6年連続で最多を更新というようなことになっております。また、右側のグラフにもありますとおり、業種別では、建設業、サービス業の占める割合が多くなっております。

続きまして8ページです。ここには奈良県内の人出不足倒産について載せております。2019年の奈良県内での倒産企業は89件となりまして、休廃業・解散した企業は233件で、倒産件数を大きく上回り2.6倍にもものぼる件数が発生しております。また、この休廃業・解散に至った企業のうち代表者の年齢が70歳以上だった企業の割合が5割を超えており、これは2年連続で5割を超えたということになります。また、その平均年齢も68.9歳と2009年以降で過去最高の年齢水準となっております。奈良県内での地域経済発展のためには優秀な人材の確保が欠かせないということに加え、中小企業を元気にしていくためには経営者にとっても大事な人材確保を重要な問題として取り組む必要があります。優秀な人材確保をするために奈良県最低賃金の水準議論、大幅引上げに向けた議論を行うこと申し上げたいと思います。

続きまして9ページです。こちらは県外就業率についての資料になります。奈良県は15歳以上の就業者のうち、左側のグラフにありますとおり労働分配率というところで県外就業率は28.8%と全国2位となっております。県外就業率が高い都道府県は大都市周辺の県となっております。市町村別では、生駒市、王寺町、三郷町、香芝市がいずれも40%を上回る数字となっております、いずれも大阪府に隣接する地域に集中している結果となっております。また、奈良県の令和元年県民アンケートで、「県外で仕事をしている・希望している理由」の一番目が、「県外の方が勤務条件（給与・休暇等）が良い」というもので、約5割の方がそのような回答をしている結果となっております。

続きまして10ページです。課題としまして、地域間格差について記載させていただいております。先ほどの県外就業率の高さを踏まえ、今回コロナ禍による大都市への労働力集中が感染リスクの増大につながっていることが見えてきたという部分もあります。また、大阪への県外就業率が高い奈良県において、最低賃金の差が127円あるということもありまして、アフターコロナでの労働力の集中の改善に向け、地域間格差の改善を図る抜本的な取組みが必要ではないかとも考えております。さらに、奈良県最低賃金は、全国の加重平均額901円に対しても64円低いという状況になっておりまして、全国水準又は近隣の大阪の水準に比べて低い数字となっておりますので、地域間格

差の改善・是正が必要となっております。

続きまして11ページです。平均時給についてですが、こちらは「中央最低賃金審議会の目安制度のあり方に関する全員協議会報告」の中で参考資料のあり方について各種統計資料の取捨選択を行うとともに、最低賃金引上げの影響に係る資料を充実するなど、引き続き見直しを検討することが必要であるという報告がありました。そのため、外部労働市場の資料としまして「タウンワーク」と「リクルートジョブズ」の2種類の資料より奈良県の平均時給を中段に記載させていただいております。この民間シンクタンクにおけるパートタイム労働者の募集金額は全国どこを見ても最低賃金額をかなり上回る金額となっております。「タウンワーク」では、7月6日更新の金額にはなりません、奈良県の平均時給は「936円」となっておりまして、「リクルートジョブズ」の5月更新値では、関西の平均時給が「1,054円」という値となっております。タウンワークに戻りまして、最低額のフード系につきましても「912円」、最高額の医療・介護・福祉につきましても「1,136円」という値となっております。これは労働力人口が減少する中、現下の環境におきまして、企業の存続・発展に向けては、まず人材確保が重要だということの表れではないでしょうか。中小企業又は小規模事業者の層は賃上げによって人材を確保しなければ事業の存続もままならないということが見て取れます。現在の地域別最低賃金額は労働市場の実額から見ても著しく低位に置かれているようにも見えます。また、令和元年「賃金構造基本統計調査」によりますと、奈良県の短時間労働者の時間給は、男性で1,211円、女性で1,113円となっております。奈良県におきましては、現在の最低賃金額は837円と低い値に留まっている状況であり、早急な引上げが必要ではないかと考えております。さらに、2020年の春季生活闘争においては、分配構造の転換につながり得る賃上げに取り組み、「経済自律的成長」、「社会の持続性」の実現に向けた運動を展開してきました。結果として非正規労働者の正社員化あるいは無期契約への転換や同一労働同一賃金に向けた賃金改善などが図られ、有期・短期・契約等の時給額は加重平均で前年比27円プラスとなり、2.6%増加しました。人手不足を背景に、優秀な人材を確保しようとする企業内労使の誠実な話し合いにより、正規労働者を上回る大幅な改善が今年4月1日から実施されております。

続きまして12ページです。こちらは地域別最低賃金決定の3要素になります。この3要素につきましましては、「生計費」と「賃金」、また、「通常の事業の賃金支払能力」が最低賃金法で定められた要素となっております、それに加え、賃金のセーフティネット機能を強化し、生活保護水準を下回らないように配慮することが法で求められております。まず、「生計費」についてですが、連合は労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準を計算するため、独自で「連合リビングウェイジ」というものを使って金額を算出しております。この「連合リビングウェイジ」というものにつきましましては、税、社会保障の引上げなど昨今の様々な情勢の変化を鑑み、物価の変動や生活スタイルの変化にも着目した内容として各都道府県別に設定をされております。また、この「連合リビングウェイジ」については、労働者として健康で文化的な最低限度の生活をするために必要な支出をベースに算出しており、決して華美なものが含まれているものではないということをお伝えしておきたいと思っております。これによると奈良県の時間額は940円となっております、現在の奈良県の最低賃金はその水準にも達しておりません。続き

まして、「賃金」についてですが、最低でも高卒初任給を充実するように求めさせていただきたいと思っております。特に、経験豊富な労働者の時間額は県内高卒初任給の月額16万9千円の時間換算額を下回っており、早急に見直す必要があります。奈良県の最低賃金時間額837円は2,000時間フルに働いても月額13万9千円程度、年額167万円程度に過ぎず、いわゆる「ワーキングプア」と呼ばれる年収200万円にも遠く及ばない層に滞留しております。日本国憲法では、「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされており、また、奈良県の最低賃金額では最低賃金法第1条の「国民経済の健全な発展に寄与する」に足る水準としては十分な金額ではないと思われ、一人親世帯などでは深刻な問題となっております。生存権確保の観点からしましても、誰もが健康で文化的な生活を営むことができる十分なセーフティネット機能を果たすことができるナショナルミニマム（OECD平均）にふさわしい水準に引き上げていくべきであります。

続きまして13ページです。現行の審議会議論では「賃金改定状況調査」の「第4表」に基づく上げ幅議論が中心であったということもあり、各種統計資料に基づく時間額との乖離が大きいという状況にあります。奈良県の属するCランクの中の一般パート計のところで、今年度は1.5%という数値がありますが、昨年度の奈良県最低賃金額の引上げ率が3.21%であり、その数値が反映されていない状況であります。この「第4表」は対象者が異なった精緻な数値ではないことを十分に認識いただきたいと思います。現行の「第4表」は昨年6月時点の一人当たりの人件費と、本年6月時点の一人当たりの人件費の比較であり、労務構成の違いが調整されていない数字であり、個別の労働者の賃金水準の変動を表しているものではないということです。比較する対象者が違うということであり、昨年6月に在籍していて今年3月に退職した者は、今年6月の調査対象とはならず、代わりに今年4月に入った新規採用者が調査の対象となり、当然、総額人件費は低く抑えられております。以上の観点から「人手不足という売り手市場」の中で、低く抑えられた数字を基に議論をすべきではないと考えます。重視すべきは先ほど申し上げたパート労働者の時給額であり、それらを示した「タウンワーク」、「リクルートジョブズ」、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」、また、本年の「春季生活闘争」の賃金の結果というところをご参考にしていただきたいと思いますと考えております。

続きまして14ページです。こちらは三要素の最後の「通常の仕事の賃金支払能力」についてです。これは、当該業種等において正常な経営をしていく場合に、通常の仕事に期待することのできる賃金経費の負担能力のことであって、個々の企業の支払能力ではないということでもあります。また、米国労働省の公式ホームページには、「最低賃金を引き上げると失業を増やす」、「中小企業には最低賃金引上げの余裕はない」、「最低賃金引上げは経済に悪影響になる」ことについては、「事実ではない」と語られています。さらに、最低生計費を下回るような低賃金に依拠することで事業がようやく成り立っている経営は、短期的には雇用を守っているようではいながら、内需を弱体化させる要因であり、「通常の仕事」とは言えません。この「支払能力」を根拠にする国は日本以外で殆ど例がありません。ILO第131号条約で最低賃金に関して定めていますが、事業の支払能力を決定要素とせず、「経済開発上の要請、生産性の水準ならびに高水準の雇用を達成し及び持続することの望ましさを含む」ことを水準決定に当たり考慮すべき要



素としております。県内企業の安定・継続のために「人財」とりわけ奈良県に愛着を持つ若者を確保していくことは、私たち奈良県に暮らす者として大切な課題の一つです。奈良県内企業の更なる発展と人財の確保、また、担い手不足・労働力不足に歯止めをかけるために、魅力ある最低賃金の水準を求めます。

最後になりますが15ページです。以下5点の内容を踏まえた真摯な議論をお願いいたします。まず1点目です。政労使で賃上げの重要性を確認し、ステップを踏んで最低賃金を引き上げてきた流れを止めるべきではないと考えております。この流れを断ち切れれば、デフレ回帰を引き起こしかねません。次に2点目です。今後の日本経済の再生に向けて、内需拡大や落ち込んだ消費マインドの上昇が必要であります。労働者が生活や雇用に不安を抱える中、最低賃金を引き上げることは、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得ます。次に3点目です。春季生活闘争では、労使の真摯な交渉を経て賃上げが行われており、この流れを最低賃金の改正により労使関係のない労働者にも波及すべきです。そして、4点目です。現在の最低賃金は最高額の1,013円でも2,000時間働いて年収200万円程度に過ぎないのです。また、日本の最低賃金は国際的に見ても相当低位にとどまっています。最後に5点目です。地域間格差は地方から隣県や都市部への労働力流出の一因となっており、加えて、今回のコロナ禍は、大都市への労働力集中が経済の一極集中と感染リスク増大という弊害を明らかにしました。ランク間格差縮小に向けた抜本的な対応を取るべきと考えます。

最後に、魅力ある奈良県最低賃金になるということをもとめると共に、円満かつ早期の改正決定となるよう、今年度、真摯で生産性のある金額審議に努めていきたいと考えておりますので、以上、労働者側の主張とさせていただきます。

### 【多田会長】

どうもありがとうございました。

それでは、次に奈良県労働組合連合会さんお願いします。

### 【竹末和美氏】

それでは、最低賃金の改正決定のための審議に当たり、意見の陳述をいたします。

奈労連事務局長の竹末と申します。よろしくお願ひいたします。

新型コロナウイルス感染防止対策のための自粛等で外出が制限され、労働者の勤務状況、中小企業の経営において、大きな影響を及ぼしております。

昨年の消費税の増税で個人消費が落ち込み、景気が冷え込んでいる上に、コロナ危機で経済や暮らしは大きな打撃を受けていることは間違いありません。

こうした下で、労働者・国民には憲法第25条による「健康で文化的な最低限の生活を営む権利」を保障されなければならないとされており、労働基準法第1条でも、「人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなければならない」とされ、最低賃金法でも「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」とともに、国民生活の健全な発展に寄与することという目的の下で労働条件が設定されなければならないとあります。こうしたことはコロナ禍の下では、労働者の生活を保障する賃金を押さえ込むことではなく、その生活水準を守ることが基本にあって、また、

地域の企業の営業を守るための保障がされなければならないということがあります。

コロナ問題では、決して双方が、どちらかが譲り合いをして折り合いをつけるべきことではないようにも思います。賃金の引上げ・地域経済の活性化、これらはまず国の施策として保障することを求めていくべき問題であり、このまま地域間格差を放置するというにはなりません。

ここで少し具体的な例を申し上げます。私どもの組合員の例なのですけれども、奈良県内の自治体で働く非正規雇用労働者の賃金はほぼ最低賃金額で設定されております。私たちの組合員であります学校用務員さん、この賃金は、ここに「臨時職員任用通知書」というのを持っておりますけれども、平成元年の10月から6か月間、日額6,510円となっております。これは勤務時間が8時30分から17時ということで8時間には満たないのですけれども、時間額計算しますと840円ということになります。毎年このような状況で最低賃金に張りついた額での設定となっております。この金額では、はっきり申し上げて、貯金をすることもできません。

例えば、通勤に必要な自家用車、学校が自宅から離れている方などは自家用車を使ったりすることもあるのですけれども、車検あるいは保険、あるいは冬季のタイヤ交換、こういった一時的な急な出費がある場合は対応することができません。一人の方は年金が出ていて、それで何とか賄っておりますけれども、もう一人の方は体調を崩されてしまって働くことができなくなりました。もう「生活保護の申請を」ということで、今考えておられるところです。この方はもちろん自家用車を持っておりませんし、毎月の家賃の支払いでギリギリの生活をしております。

以前にも同じような例がありまして、生活保護申請に至ったことがあります。究極の選択を強いられているような状況となっております。

今、先ほども連合の方がおっしゃいましたけれども、若い方の非正規労働が増えております。こうした方たちの「将来的な生活の安心」ということを考える時に、「働いても、働いても、明日が見えない」ということはなくさなければなりません。

奈良県では非正規率が全国第3位、若年労働者の非正規率も同様に第3位となっております。このようなことでは県内で働けないということで、先ほどもおっしゃっていましたが、県外就業率が高まっております。

先ほど数字でおっしゃっておられましたけれども、15歳以上で28.8%が県外に出ているということでもありますとか、高校卒業生の県内での就職率が61%となっておりますけれども、全国平均の81.1%を大きく下回っております。奈良県で必要な優秀な人材を活用し、県内就労で安心して暮らせる賃金の保障をするため、その底上げとなる最低賃金の引上げを強く求めます。

奈良県の最低賃金は1日も早く時間給1,000円に引き上げるように申し入れます。私ども全労連の全国で調査しました19の都道府県、それから21の自治体、その最低生計費の平均が月額約23万円、時間に換算しますと約1,500円、これは月150時間換算となりますけれども、まず、早急に時間額1,000円の引上げ、これは喫緊の課題と考えております。

最後に、国の施策でコロナの影響を受けている中小企業の相談窓口体制の充実と、営業継続のための支援策を審議会名で国に強く求めていただくことを求めて意見の陳述

を終わります。ありがとうございました。

### 【多田会長】

ありがとうございました。

それでは、最後に一般社団法人奈良経済産業協会さんお願いいたします。

### 【上村委員】

使用者側を代表いたしまして、私、上村より意見を述べさせていただきたいと思えます。お手元の資料に準じまして説明をさせていただきます。

奈良県の中小企業を取り巻く状況とともに、今、日本に置かれている経済状況につきまして、比較的景気の良かった2018年、2019年の統計指標ではなく、2020年の春、夏のコロナ禍における「統計指標（エビデンス）」に基づいて、少しご説明したいと思います。

新型コロナウイルス感染症拡大により、日本経済はこれまで経験したことのない危機的な状況に直面し、緊急事態宣言や地方自治体による休業要請等は大規模な需要喪失をもたらしました。そして、幅広い業種・地域の事業者に多大な影響を及ぼしております。緊急事態宣言が解除されましても、その爪痕は大きく残っており、未だコロナ以前の状況に戻っておらず、とりわけ、経営基盤の脆弱な中小企業・小規模事業者に甚大な影響を及ぼしております。

中小企業庁のDI調査によりますと、全産業のDI（4～6月期）におきましては、マイナス64.1%、前期比でマイナス39.7%となっております。6期連続で低下しております。これはリーマン・ショックの2009年1～3月期に記録したマイナス50%を大きく下回る数値となっております。地域別のDIを見ましても、全ての地域・全ての産業、製造業、非製造業のいずれにおいても、大きく低下をしている状況でございます。

このような状況におきまして、コロナ関連の倒産も増えております。新型コロナウイルス感染で、倒産した企業は数値で述べさせていただいておりますけれども、これはリーマン・ショック、東日本大震災の時のような、政府からの支援が少ない時期とは異なり、比較的「持続化給付金」等の手当がありながら、これまでに上っているところでございます。

今後、その支援が息切れしてきた後、秋で雇用調整助成金が停止した後の倒産件数というのは、これ以上に伸びるのではないかと懸念されているところでございます。

業種別では、飲食店、ホテル・旅館が突出して多くなっており、第二波への懸念から外食を控える動きも継続して、依然と厳しい状況でございます。

この状況は人手不足倒産ではなく、コロナ禍における需要が創出したことによる事業の停滞を語っているところでございます。

こうした厳しい状況は、雇用面において広範に表れてきております。リーマン・ショック時のピークを上回る形での雇用調整助成金の申請が行われております。

なお、人手不足から一転いたしまして、奈良の同月前年比における、有効求人倍率は0.46ポイントと大きな減少を見せているところでございまして、雇用の厳しい状況

が見て取れるところでございます。このような状況の中で、特効薬やワクチンが開発され十分に普及するまでの当面の間、新型コロナウイルス感染症拡大防止という事業活動とを両立させることになってまいりまして、第二波・第三波の到来が懸念される中で、経済活動の先行きが極めて不透明になっております。少なくとも、今年度中の力強い景気回復は期待できないと考えられている中で、特に観光立県の奈良県におきましては、インバウンドを含む観光や関連する飲食やイベント等の需要自体が喪失し、ゼロになったと言える厳しい状況であります。関連する製品、サービスの需要が大幅に減少する中、事業減少に伴う投資案件等の凍結等の影響もみられるところでございます。

現下の統計指標に基づきまして、ご説明申し上げます。

本年4月の奈良県の鉱工業指数は87.7ポイントとなっております。前月から比べて上昇となっておりますけれども、昨年同月比マイナス10.4ポイントと大きく落ち込んでおります。直近1年の指標の推移を見ますと、90ポイント以上が続いていた中で、ここ直近では3か月連続で80ポイント台と、90ポイントを下回っている状況が見て取れるところでございます。

また、春季労使交渉の結果、日本経済団体連合会では1.7%、奈良経済産業協会の調査では1.5%の上昇となっておりますが、両調査とも回答の企業数が限られ、規模が比較的大きいことを見て取れ、中小零細企業においては賃上げがなされていない企業も多数あり、特に全国では賃金改定を実施しない事業所が数多くあることから、回答結果の取扱いには注意が必要であると考えております。

さらに、春季労使交渉の対象となるのは前年度の実績をベースとし、経験・スキル・成果等の総合的な成果に対して行われるものであります。我々が議論をすべき最低賃金は、未経験でかつ、能力・スキル・学齢と全く関係なく定められるものであり、評価軸が全く異なっていることに充分留意する必要があります。

賃金支払いに大きな影響を与えます「労働生産性」の状況につきましては、皆様ご存知のとおり、日本の時間当たりの労働生産性は、OECD加盟36カ国の中で第21位と、前年度より一つ低下しております。主要先進国7カ国で見ますと、データが取得可能な1970年以降、連続して日本は最下位の状況が続いております。日本の生産性の低さが際立ち、国際的に見ても労働生産性が低い中で、まずは企業の労働生産性の向上が先決であると考えております。

このような中で、今年度の金額審議における基本的な考え方を申し上げたいと思えます。最低賃金は法的拘束力を持って引き上げられ、各企業の状況に関係なく、人件費を増大させることになり、県内中小企業、小規模事業所から「最低賃金を引き下げてほしい」という声が多く聞かれる中、このような状況下で引き上げることは事業継続と雇用維持のため、雇用調整助成金や持続化給付金等の各種給付金を受けながら、かろうじて持ちこたえている多くの中小企業、小規模事業所をさらなる窮地へ追い込むことになるとの懸念を強く持っております。このような認識は政府も共有していただいていると考えております。

先般、安倍首相も「新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあることから、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」との考えを示されました。使用者側としてはこの考え方に全面的に賛同するところであります。

また、連合と経団連の両会長の会談においても、事業の継続と雇用の維持・確保に全力で取り組むことの重要性が確認されております。事業の存続をかけて必死の対応に迫られている中小企業・小規模事業者の雇用維持に向けた努力に、決して水を差すことのないよう、安倍首相が言われたように、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める」との基本的な考え方を我々一同、重く受け止めるべきではないかと考えております。

近年の最低賃金は政府の引上げ方針という「時々事情」への配意を強く求められ、3%を超える大幅な引上げが実施されてきました。その結果、中小企業・小規模事業者の経営実態と乖離した引上げが続いてきたと言えます。

最低賃金の決定については最低賃金法で定められております。この最低賃金法で定められた①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力の3要素を考慮する必要があります。本来、3要素を総合的に表していると考えられる「賃金改定状況調査」の「第4表」を重視した審議が基本とも言えると思いますが、雇用維持が最大の課題であるという、まさに緊急事態と言える今年度については、3要素のうち、③の「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議すべきであると考えます。

新型コロナウイルス感染症が、中小企業・小規模事業者の経営に及ぼしている状況を示した様々なデータを十分に踏まえて検討する必要があると考えております。

今年度は、「事業の継続と雇用の維持を最優先とする」というメッセージを強く発信するためにも、「100年に一度の危機」と言われたリーマン・ショックをも上回る状況下において、「据え置き」すべき環境であることを使用者側として強く主張したいと考えているところでございます。

最低賃金は、罰則を伴う強制力のある制度であり、全ての企業に適用されるものであります。特に経営基盤が脆弱な中小零細企業に及ぼす影響は非常に大きなものになっております。

この大変な状況を踏まえ、最低賃金の審議に当たっては、県内中小零細企業の経営実態や、現在の経済・雇用の状況を鑑み、希望的な観測や予測でなく、実質GDP・鉱工業指数・物価指数・業況判断DI等の各種統計指標が大幅に低下している現実の中で、エビデンスに基づき、真の経済実態に合った慎重な調査審議が必要と考えます。

以上、今年度の金額審議における使用者側の基本的な見解を述べさせていただきました。

### 【多田会長】

ありがとうございました。只今各労使団体の皆様からお聞きしました意見につきまして、何かご質問などございませんか。どうでしょうか。

特にご質問がないとお聞きしますがよろしいですね。

皆様からのご意見は今後の審議の参考にさせていただきます。以上で「関係労使からの意見聴取」は終了いたします。

次に議題(4)「奈良県特定最低賃金の改正の必要性について(諮問)」でございます。これにつきましても事務局から説明をお願いします。

### 【渡邊室長】

それではご説明させていただきます。

資料No.7をご覧ください。

最低賃金法第15条第1項の規定によりまして、奈良県特定最低賃金の改正決定に関する申出が3件ございました。

これらの申出の要件につきましては、一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上の者が賃金の最低額に関する定めを含む労働協約の適用を受けている場合において、当該労働協約の当事者である労働組合の全部の合意により行われたものが該当いたします。

1件目は、JAM大阪奈良地区協議会から「奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」の改正の決定を求める申出がございました。

申出の理由欄を見ますと、奈良県における同種の産業に使用される基幹的労働者数はBで6,610名、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数はAで2,771名となり、概ね3分の1以上に達しており、申出の法定要件を満たしてございました。

2件目は、電機連合奈良地方協議会から「奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金」の改正の決定を求める申出がございました。

申出の理由欄を見ますと、奈良県における同種の産業に使用される基幹的労働者はBで1,080名、労働協約の適用労働者数はAで879名となり、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が基幹的労働者数の概ね3分の1以上に達しており、申出の法定要件を満たしてございました。

3件目ですが、自動車総連合奈良地区協議会から「奈良県自動車小売業最低賃金」の改正の決定を求める申出でありました。

申出の理由欄を見ますと、奈良県における同種の産業に使用される基幹的労働者はBで3,020名、労働協約の適用労働者数はAで1,275名となり、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が基幹的労働者数の概ね3分の1以上に達しており、申出の法定要件を満たしてございました。

以上、申出のございました3件につきましては、いずれも申出の法定要件が整ってございましたので受理をいたしました。

以上でございます。

### 【多田会長】

ありがとうございます。奈良県特定最低賃金の改正決定に関する申出につきましては、只今、事務局から説明がありましたように、いずれも要件を満たしているとのことですので、局長からその必要性の有無についての諮問をお受けしたいと思っております。

### 【渡邊室長】

只今、諮問文の写しをお配りいたしますので、しばらくお待ちください。

【事務局：諮問文の写しを委員全員に配付】

【渡邊室長】

それでは諮問文の朗読をさせていただきます。

奈良労働基0728第1号  
令和2年7月28日

奈良地方最低賃金審議会  
会長 多田 実 殿

奈良労働局長 川村 徹宏

奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、最低賃金の改正の決定の必要性の有無について貴会の意見を求めます。

記

最低賃金の件名 奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（令和元年奈良労働局最低賃金公示第2号）

申出書受理年月日 令和2年7月21日

申出代表者名 JAM大阪 奈良地区協議会議長 松井 敦

最低賃金の件名 奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金（令和元年奈良労働局最低賃金公示第3号）

申出書受理年月日 令和2年7月21日

申出代表者名 電機連合 奈良地方協議会議長 阪田 聖司

最低賃金の件名 奈良県自動車小売業最低賃金（令和元年奈良労働局最低賃金公示第4号）

申出書受理年月日 令和2年7月21日

申出代表者名 自動車総連 奈良地方協議会議長 大蔵 武臣

以上でございます。

**【多田会長】**

それでは、ただいま読み上げていただいた諮問文について、諮問を受けることといたします。

【局長：諮問文を会長に手渡す】

**【川村局長】**

奈良労働局長の川村でございます。只今、奈良県特定最低賃金の改正の必要性の有無につきまして、諮問文を会長にお渡しいたしました。

先ほど事務局からご説明申し上げましたように、奈良県特定最低賃金3件につきまして、改正の申出がなされており、いずれも申出の要件は整っているところでございます。

この件につきましては、運営小委員会でご審議いただくことになるかと存じます。

委員の皆様方には、奈良県内の様々な実情をご勘案の上、改正の必要性の有無につきまして、ご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**【多田会長】**

只今、局長から「奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」諮問をお受けしました。

この諮問につきまして、何かご意見、ご質問がございましたらお伺いしますが、いかがでしょうか。

特にご意見、ご質問が無ければ次の議題に移らせていただきます。

それでは、議題(5)「奈良地方最低賃金審議会 運営小委員会委員の指名等について」に入ります。審議会運営規定第3条に基づきまして、労使各側から推薦があった各3名と公益からの3名の合計9名について指名させていただきますので、事務局から報告をお願いします。

**【渡邊室長】**

それでは、ご報告いたします。

資料No.8をご覧ください。「奈良地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿」のとおりでございますが、

公益代表 伊東委員、多田委員、深水委員

労働者代表 北尾委員、松田委員、山本委員

使用者代表 上村委員、当麻委員、西田委員

以上でございます。

**【多田会長】**

ありがとうございました。先ほど局長よりお受けしました諮問についての具体的な審議は運営小委員会で行うこととなりますので、運営小委員会の委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

次に「運営小委員会の委員長を選出について」ですが、奈良地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程第3条第2項では「委員長は、公益を代表する委員のうちから選任す



る。」とありますが、いかがいたしましょうか。

**【渡邊室長】**

事務局よりご提案申し上げます。

運営小委員会の委員長につきましては、例年、委員長には本審の会長に、委員長代理には本審の会長代理にご就任いただいておりますが、いかがでしょうか。

**【多田会長】**

事務局より提案がありましたが、本年度につきましても、例年と同様に会長である私が委員長を兼務することよろしいでしょうか。

**【『異議なし』の声】**

**【多田会長】**

ありがとうございます。それでは私が委員長を兼務するということで進めさせていただきます。

そして、委員長代理ですが、本審の会長代理であります伊東委員にお願いすることよろしいでしょうか。

**【『異議なし』の声】**

**【多田会長】**

それでは伊東委員よろしく願いいたします。

本日諮問を受けました奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性について具体的な審議を行うため、運営小委員会を7月30日（木）午後1時30分から、ここ別館会議室で開催することといたします。

運営小委員会の委員の皆様は、よろしく願いいたします。

ここで、運営小委員会委員長としまして、委員会委員の皆様にお諮りします。

運営小委員会は、運営小委員会運営規定第7条では原則公開となっておりますが、同条但し書きにおきまして、「公開することにより委員の率直な意見交換が損なわれるおそれがある場合には、委員長はこれを非公開とすることができる」とされております。

運営小委員会では、委員の率直な意見交換を確保する必要があると考えております。従いまして、同条但し書きを適用し、次回開催の運営小委員会から非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**【『異議なし』の声】**

**【多田会長】**

それでは、本年度の運営小委員会は非公開といたします。

最後に議題（6）「その他」でございますが、私より一つあります。

前回の本審で松田委員より提案のありました最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてです。前回の本審で、「一度持ち帰ってご検討いただく」ということでお願いしておりましたが、使用者側委員の考えはいかがでしょうか。

### 【上村委員】

前回申し上げましたように本審委員全員が専門部会に関わるものではございませんので、専門部会に関わっていない委員におきましては、意見を表明する場として、これまでどおり本審での採決を行うことが適当だと考えておるところでございます。

以上でございます。

### 【多田会長】

はい。わかりました。

前回、この点については同じような説明をいただきました。最低賃金審議会令第6条第5項を適用するには、やはり、委員の皆様の全会一致が必要だと考えますので、今年度についてはこれを見送りとしたしまして、また次年度以降提案があれば検討するということにしたいと思います。

その他に何かございますか。

### 【渡邊室長】

事務局より2点ご説明させていただきます。

1点目につきましては、先日7月21日開催の第1回専門部会の配付資料にも入れておりましたが、本日の資料No.9「最低賃金と生活保護の整合性について」でございます。

最低賃金法第9条第3項におきまして、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と規定されております。そのため、最低賃金と生活保護費の比較の説明としてこの資料をお付けいたしました。

資料を2枚めくっていただきましたところ、5ページに「生活保護と最低賃金」と表題がありまして、もう1枚めくっていただきますとグラフが2つございます。6ページのグラフは平成30年度の最低賃金額と平成30年度の生活保護費を比較したもの、7ページのグラフは令和元年度の最低賃金額と平成30年度の生活保護費を比較したものでございます。

これらのグラフのとおり、奈良県を含め、全都道府県で最低賃金額が生活保護費を上回っておりますことをご報告させていただきます。

続きまして2点目でございます。資料は特にございませんが、昨年度の本審で専門部会の統計資料として活用しております「最低賃金に関する基礎調査」の結果が、厚生労働省のホームページ及び総務省のe-statに掲載されることとなったということをお知らせいたしました。厚生労働省の担当官によりまして、本年度の「最低賃金に関する基礎調査」の結果も本年12月頃に掲載をされるということでございます。

なお、昨年度もお伝えをしておりますが、当審議会、専門部会にご提供しております「最低賃金に関する基礎調査」の結果報告につきましては、事業所数を基にデータを復

元した数値を使っております。一方、総務省のe-s-t-a-t等に掲載される本調査のデータにつきましては、全国統一レイアウトとする関係から、労働者数を基に復元した数値でございます。

復元方法の都合上、若干の数値の差異が生じ得ますが、事業所数を基に復元した数値によるご審議には影響や問題が無い旨、厚生労働省担当官より確認を取っております。

以上でございます。

#### **【多田会長】**

ありがとうございました。

次回の本審の開催日でございますが、前回の本審では専門部会の日程によるとしてまだ決めておりませんでした。候補日時は8月5日（水）午後3時又は8月6日（木）午後1時30分ですが、8月5日（水）午後3時からにしたいと思うのですが、よろしいですか。

#### **【『異議なし』の声】**

#### **【多田会長】**

それでは、次回の本審は8月5日（水）午後3時からといたします。場所はここ別館会議室となります。

次回の本審は、昨年同様公開審議といたします。

それでは、これをもちまして本日の審議会を終了いたします。ご苦労様でした。